

決議第1号

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

地方自治法第99条の規定による別紙決議を会議規則第13条により提出します。

令和4年3月8日

提出者	市議会議員	徳永 克子
提出者	市議会議員	豊瀬 尉
提出者	市議会議員	二保 茂則
提出者	市議会議員	田中 建一
提出者	市議会議員	鳥井田幸生
提出者	市議会議員	藤本 廣美
提出者	市議会議員	大池 啓勝
提出者	市議会議員	面岡 淳輔
提出者	市議会議員	小原 義和
提出者	市議会議員	小坪 慎也
提出者	市議会議員	井上 倫太郎
提出者	市議会議員	藤木 巧一
提出者	市議会議員	瓦川 由美
提出者	市議会議員	田中 次子
提出者	市議会議員	小堤 千寿
提出者	市議会議員	西田 憲司
提出者	市議会議員	矢野 潤一
提出者	市議会議員	小見 祐治

行橋市議会議長 澤田保夫 様

ロシア軍のウクライナ侵攻に強く抗議し、恒久平和を求める決議

世界中が新型コロナウイルス感染症への対応に追われている最中、ロシア軍は、2月24日早朝（現地時間）、国際社会の度重なる警告を無視し、ウクライナへの全面的な侵攻を開始した。さらにその後、民間人を含め多数の犠牲者を出し続けている。これは、明らかに国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙である。また、プーチン大統領が核使用を前提とするかのような発言をしているのは言語道断であり、唯一の被爆国として断じて認められない。

よって、本市議会は、ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させること及び誠実に国際法を遵守し、平和的に対応することを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月8日

行 橋 市 議 会